

免許証を返納される方へ



免許が失効していないか確認して下さい

※有効期限が切れて免許が失効している場合、免許返納手続きができません。

免許証の有効がある方のみ
手続きが出来ます。

◎南島原警察署◎

○受付時間 (平日のみ)
9:00～11:00 13:00～16:00

○必要なもの
運転免許証のみ
※返納のみなら手数料不要。
運転免許証を紛失している場合は身分証となるもの

運転経歴証明書も申請する方 (自主返納後手続き可能)

○必要なもの
・運転経歴証明書の
交付手数料「1,100円」
・写真1枚 (3×2.4cm)
(半年以内撮影・無帽・
無背景)

※運転経歴証明書は後日交付です。
(約1ヶ月後)

※南島原は写真が必要です



※自主返納後は、車の運転はできません。

○ 代理返納も可能ですが、
・本人が作成した委任状兼確認書
・電話等による本人の意思確認
が必要です。

○ 代理人が配偶者・実子以外の場合で、電話等による本人の意思
確認ができない場合は代理での申請はできません。

*不明なことがあれば、
【南島原警察署 免許係】へ
電話「0957-86-2110」